

催する。(高)

(+) 児童生徒の理解に努め、基本的な生活態度を養うための生徒指導の充実を図る。

① 校内における指導体制を改善し共通理解のもとに問題徴候の早期発見、早期治療に当たるとする。

② 児童生徒の記録や各種資料を活用して総合的な理解を図る。

(+) 学校・家庭・地域社会の連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導を推進する。

① 関係諸団体との連携をいっそう密にし、事故防止に努める。

② 生徒指導の研究地区(郡山地区)を指定し、広域での研究を推進する。

(+) 能力・適性に応じた進路指導の充実を図る。

① 生徒・父母・教員の三者協議を深めさせ、進路指導の充実を図る。

② 高等学校についての理解を深めさせるための資料を作成配布し、進路指導の適正化を図る。

③ 進路指導講座を充実する。

④ 児童生徒の心身障害の状態と能力に応じた目標を明確にし、それぞれに必要な指導内容の具体的事項を選定して、適切な進路指導を推進する。
(養)

二、高等学校進学率の向上と施設・設備の充実

(一) 進学率の向上を図るため、暫定増等の措置を講じ、収容率の地域間不均衡を是正する。

① 須賀川高等学校の長沼分校を独立全日制高等学校とする。

② 県北、県中、県南、いわきの各地域の普通科、商業科、家庭科については暫定増を行う。

(二) 高等学校の施設・設備の整備充実を図る。

(三) 教育費の父母負担を軽減するため高等学校入学時の学校徴収金等の軽減を図る。

(四) 定時制・通信制教育の機会の拡大を図る。

三、養護教育の拡充

(一) 就学指導体制を確立するため、市町村就学指導審議会未設置町村の解消を図る。

(二) 精神薄弱児施設内特殊学級を県立養護学校へ移管し、教育条件の整備を図る。

(三) 在宅心身障害児の巡回訪問指導制度を充実する。

(四) 特殊学級の適正な就学を図るため就学指導の充実を推進する。

(五) 養護学校教職員の充実を図るため定員の充足と教職員構成の適正化を推進する。

(六) 昭和五十四年度の養護学校義務制

施行を円滑に進めるため、養護教育指導行政の拡充整備を図る。

四、幼稚園教育の振興

(一) 教育機会の拡充を図るため、幼稚園の新設と学級増を推進する。

(二) 幼稚園の教育内容、指導方法の改善充実を図るため幼稚園教育指導資料を作成する。

(三) 幼稚園新採用教員研修会の新設など、幼稚園教員の研修を拡充する。

五、青少年健全育成事業の拡充強化

(一) 学校における生徒指導を充実するため、生徒指導に関する事業を拡充する。

① 生徒指導研究学校を指定する。

② 生徒指導推進地区を指定する。

(中・高)

③ 生徒指導委員を設置し、その連絡協議会を開催する。(小・中)

④ 生徒指導担当者研究協議会及び生徒事故防止対策会議を開催する。
(高)

(二) 在学青少年の社会教育の機会について、学校教育との連携を図りながら積極的に拡充する。

注(昭和五十三年度福島県教育委員会重点施策については、本紙裏表紙及び教育速報一一三号を参照)

幼稚園教育



人間形成における幼児期の教育の重要性に対する理解が深まり、幼稚園教育に対する社会の関心や期待はたいそう高まってきている。こうした情勢のもとで、幼稚園教育を充実発展させていくことは、今日の大きな課題である。そのためには、次の諸点に配慮し、教育の効果をいっそう高めるよう努力する必要がある。

一、幼児の心身の発達の程度や幼稚園の実情などを的確に把握し、適正な教育課程を編成する。

(一) 領域に示された事項の全体を見通し、自園の教育目標を具体化して、長期間の指導計画・短期間の指導計画を作成し実践する。

(二) 幼児の会話や活動の様子など、日常の指導の中で観察を通して、特に幼児の好む遊び、友人関係、興味や関心など、幼児の個性や能力などの実態を的確には握する。